W.M.エヴァン編 「法 と 社 会 学」

William M. Evan (ed.), Law and Sociology
(New Yok: The Free Press of Glencoe, 1962)

中川良延

最近のアメリカにおける経験法学は、めざましい発展を遂げているようである(早川武夫「法と行動科学―アメリ経験法学展望―」法律時報35巻7号20頁以下参照)。しかも、その重要な特徴のひとつは、研究方法が法学者と他の学問の専門家、ことに他の行動科学者たちとの(interdisciplinary)な共同研究であるということであろう。わが国でも法現象を経験科学的に考察しようとする試みは法社会学の名のもとに最近ますます活発になり、いくたの貴重な成果をあげているが、遺憾なことながらこのような研究が、従来一人の有能な法学者、あるいは共同研究の場合でも法学者のみによって行われていた、と指摘できるのではなかろうか。

ここで紹介するW. M. Evan (ed.) Law and Sociology もまた,8人の法学者および社会学者による共同研究の所産である。その基礎となったのは,ラトガーズ大学ロー・スクールが,1956年,法学と社会科学との間の裂け目を架橋しようという目的で開いたセミナーであった。当代一流のアメリカの社会学者も登場し,法,法律学,法律家,および法学教育などが,実証的研究の具体例を織りまぜて論議されている。私にはもちろんこれを批評する能力はないので,原書の順序で簡単に紹介したい。

1. William M. Evan, *Introduction*. (pp. 1—11.) 現在マッサチューセッツ工業技術研究所 (Massachusetts institute of Technology) に属し,多

方面に活躍している社会学者 W. M. Evan が,本書の「序説」を書いてい る。これは以下の諸論文の総括ともいえるものである。かれによると、法社 会学の研究方法として5つの異なったアプローチの仕方がある。まず第1は 役割り分析 (role analysis) で,これは, legal statuses すなわち,裁判 官,法律家,立法者,行政官,警察官,および陪審員などの法体系を運用し ている人たちを分析することにより, 法律制度の規範的組織的構造のなかで のかれらの役割り(role)を明らかにしようとするものである。第2に組織 分析 (organizational analysis) である。裁判所,立法機関,行政機関およ び執行機関といつた組織の構造,公的ならびに私的組織の法的構造,法理論 の変遷と組織的構造の変遷との相互作用などがこの分析の中心になる。第3 に規範分析 (normative analysis) が指摘される。これは伝統的な概念法学 的分析や,一定の価値判断の主張という哲学的意味をもつものではなく,法規 節の基礎にある諸価値とか法規範の対象である社会的単位もしくは身分的集 団 (status groupings) とかとの関連において法規範を分析することである。 したがってここには、法律制度に反映されている社会の価値体系の変化や、 法規範の適用をうける社会的単位もしくは身分の力関係の変化などの研究が 含まれることになる。第4は制度的分析 (institutional analysis) である。 法は社会におけるひとつの制度として社会的相互作用 (sociol interaction) を規制し、明白なまたはかくれた紛争を最少にしているわけだが、法体系が このような機能をはたしうるためにはどのような要件を具備していることが 必要か,またひとつの社会の社会構造の内部である制度と他の制度とはどの ような関係にあるか、という問題が、制度的分析に課せられた問題である。 さいごにかれは方法論上の分析 (methodological analysis) をあげている。 社会科学における実験的方法などが問題になる。Evan はこのように法社会 学上の問題を整理した上で、法学者と社会学者の共同研究の必要性を強く主 張しているのである。

わが国の法社会学もこのように自覚的にアプローチの仕方を整理する段階

にきているのではなかろうか。

2. David Riesman, Law and Sociolagy: Recruitment, Training, and Colleagueship. pp. 12-55) ハーバート大学社会関係学部教授でありわが国 でも広く知られている Riesman は、ここでさきのいわゆる役割り分析を行 なっている。 法および 社会学への補充 (recruitment) の様式の違いやそこ での学生の異なつた経験が法と社会学の関係に触れる重要な要素である、と いう前提に立って、かれはアメリカの全国的規模をもった (national) 少数 の大学をとりあげ,ロー・スクールの学生と社会学部の大学院生を比較す る。かれによると、ロー・スクールの卒業生は社会のいたるところで重要な ポストについているので、有能な青年にとつてロ・スクールに入ることは立 身出世するための最高の道となっている。教育の面では、裁判にみられるよ うな討論方式が中心となっていて、学生と教授の間でさえも自由に議論でき るような雰囲気にあるが,このことは学生に一そう法律家としての確信と技 能を身につけさせることになる。これに反して社会学の学生は入学したとき よりも社会学に対する確信がもてなくなり,知的な依頼心と柔順の感をもつ 傾向にある。つぎにかれはロー・スクールの法律学の教授たちを痛烈な皮肉 をまじえながら論じている。すなわち「私の観察するところでは、法律家や 法学教授たちには社会科学の調査結果を軽蔑する傾向がある。これはある程 度自己確信的傾向 (self-confirming tendency) にもとづいた職業的な全能 の self-image の結果である。それはまた、聞き覚えでやれる (can play by ear [=耳学問]) 実務と 教授の型を 維持しようとする 法律家の 欲求の反映 でもある。」(p. 24.)そしてさらにかれは ロー・スクールにおける 実務重 視の傾向,それと法現実主義(legal realism)との関係,法律家の個人主義 的・耳学問的 (play-it-by-ear) 傾向などを述べ,結局,法学者との interdisciplinary な共同研究はきわめて難しい、とする。

今日多彩な活躍をしている社会科学者だけに、豊富な資料を用い、鋭くしかも大担な分析を行なった貴重な論文である。なお Riesman によると、こ

のように法律家のパーソナリテイを研究対象とすることにはラトガーズのセミナーでも相当の異論が出たようである。それはともかく,わが国の法律家 や法学教育と比べてみるのも面白い。

3. Talcott Parsons, The Law and Social Control. (pp. 56-72)

Parsons もまたアメリカの誇る一流の社会学者で、ハーバード大学社会関係 学部 (Department of Social Relations) の創設者として有名である。かれ はここで Evan のいう制度的分析を行なっている。まず法がひとつの相対 的に矛盾のない体系として社会的相互作用の規制という役割をはたしうるた めにつぎの4つの問題を解決しておかねばならない,とかれはいう。第1は, 私はなぜ法に従わねばならないのか,という法の正当性 (legitimation)の 問題,第2は,一定の情況のもとで一定の役割をはたしている私もしくは他 の行為者にとって、いずれのルールが、どの程度に、そしてどのような仕方 で適用されるのかという,ルールの意味に関する問題, つまり解釈 (interpretation)という問題である。第3に、ルールに従うか否かによって惹起さ れる有利もしくは不利な結果の問題で、サンクション (sanction) とよばれ る。第4が管轄(jurisdiction)の問題。このうちサンクションと管轄の問 題については、法と政治組織とくに国家との関係から社会学的解答をあた え,正当性の問題は究極的には政治と道徳もしくは宗教との関係であるとし て簡単に触れるのみであるが、解釈についてはやや詳細に述べる。すなわち 解釈的機能の問題には二つの焦点があり,それは規範自体の体系と関連する 問題(法規範の一貫性)とルールと個人および集団との関係に関するもので ある。そして前者は主として裁判所に属し、この裁判所の法解釈という仕事 は、司法権の独立という構造上の手段や、司法的役割の職業化、裁判過程の 制度化などによってある程度容易なものとなっているが,同時に,矛盾する 制定法間の調整や利益集団の圧力および多少気まぐれな「人民の意志」の変 化に服しながら先例とのバランスを保つという困難な面をもかかえている。 他方後者の問題は弁護士の実務に関するもので、依頼人からの金銭上の誘惑 などから便宜的になりやすいとし、弁護士が社会統制としての法の機能のなかで重要な役割をはたしていることから、弁護士と依頼人の関係をくわしく論ずる。そしてさいごに、法と他の社会統制のメカニズムとの関係について、Parsos は法の形式性(formality)を強調し、法はもつとも基本的な社会的価値の問題が一般的な争点になっていないところで栄え、鋭い価値対立の存する社会では破滅してしまうだろう、とする。

4. Harry C. Bredemeier, Law as an Integrative Mechanism. (pp. 73 ―90) ラトガーズ大学ダグラス・カレツジの社会学者である Bredemeier の 論文もまた制度的分析を行ったものといえよう。かれは T. Parsons と N. J. Smelser によって発展せしめられたフレームワーク (Economy and Society. 1956),つまりひとつの社会体系には,順応(adaptation) — 経済 的過程 (economic processes), 目的遂行 (goal pursuance) = 政治的過程 (political processes), 定型維持 (pattern maintenance) =社会化 (socialization) および統合 (integration) =法的過程 (legal processes) という 4 つの重要な機能的過程が認められるという考えを踏襲し、法的過程ことに裁 判制度と他の3つの過程との間の input と output の交換関係を明らかに している。この場合,法の機能を「紛争の秩序ある解決」と定義する。かれ によると、まず順応体系との間では、原告によって申立てられた被告の行為 と原告の被害との関係やある判決が原被告にどのような影響を及ぼすかとい うことに関する知識は input であり、他方その当事者と同じ情況にあるす べての人を将来間接的に拘束することとなる一定の判決は output である。 つぎに法と政治の関係においては、立法府の法制定による一般的政策の決定 が input であり、裁判所がこれを特定の紛争に適用することが output にな る。さいごに定型維持との間では、人々が紛争解决のメカニズムとして裁判 所を承認することが input になり、 output は裁判所が判决を通じて正義 (justice) を実現することである。ところで、人々が裁判所に求めているの は法や正義ではなく助けであるということからいろいろな問題がある。その

ひとつは,裁判の予測可能性との関係で先例拘束力の原則(stare decisis)が要求されるが,この原則の窮屈な運用はまた他面変化した社会感情の判決への反映を妨げることになる。第2に,裁判所の all or nothing な紛争解決方法も問題であり(裁判の遅延の問題とともに),多くの人たちをして裁判所に行かずに弁護士事務所へ走らせ,弁護士間の直接交渉に頼ることになる,と。裁判制度についての非常に面白い見方といえよう。

5. Thomas A. Cowan, What Law Can Do for Social Science. (pp. 91-123.) ラトガーズ大学ロー・スクールの Cowan は、方法論的分析を担 当している。かれによると、法はつぎの4つの点で社会科学者の研究に役立。 ちうるという。第1に社会科学者がモデルを作成するにあたって,法律家は、 貴重な協力者となりうる。すなわち、モデルには内容の一貫性とか用語や概 念の正確さなどが要求されるが,このような作業をする能力は法律家がロー • スクールに入ったときから判例の研究や法原則の分析を通じてたえず養わ れてきているからである。第2に法とともに古い歴史をもっている反対尋問 (cross-examination) の技術も社会科学の研究のさいに有用な道具となる。 第3に社会科学者が人間行動に関する実験をやろうとする場合には、それを コントロールもしくは強制するため法を必要とする。第4は法における価値 判断である。Cowan はこの問題を大きくふたつに分けて詳細に論じている。 ひとつは価値もしくは価値判断の性質についてであるが、科学の扱う価値は 真実価値(truth value)なのに対し、法が問題としているのは感情価値 (feeling value), つまり「これはあれよりも良い (better)」 という感情判。 断 (feeling judgement) である。そして科学者は真とも偽ともいえない感 情判断は無意味だとして、法の問題に立ち入ろうとしない。他面、法は尨大 な量の感情判断からなっており、法の場合感情価値と真実価値とが衝突した ときは前者が優先すると考えられる。かれはこれらのことを陪審制度の採用 (裁判官が事実認定をする場合も同じという) などを挙げて説明している。 つぎの問題は社会科学の基本的な方法論に関する。Cowan によると、裁判

は特定の対象もしくは事件に感情価値を付与することによりその対象もしくは事件を個別化する(individuate)ことだが、社会科学者はこのような人間精神(human mind)の機能の働きを研究すべきである、という。ところで従来の科学方法論は、現象を個別化するというよりむしろ一般化(generalize)する理論であった。したがってこれでは感情価値の体系としての法における decision-making の問題を扱うには十分な論理ではないので(真実価値を扱う場合はともかく)、社会科学者は新しい論理を探求しなければならない、と論ずる。

論理学の基本問題に触れた論文なので、私自身の理解不足と紙幅の関係で 内容を適確に紹介できなかったのではないかと思われる。

6. Hans Zeisel, Social Research on the Law: The Ideal and the Practical. pp. 124—143) シカゴ大学ロー・スクールの社会学教授 Zeisel もまた、この論文で方法論の問題をとりあげ、法研究にとって社会科学者の 「道具箱」(tool chest) の有用性を考察している。かれのいう tool とはコン トロールされた実験(および現実には実験をしなくとも論理的に実験に由来 する分析技術)を意味するようであるが、その例として、かれと H. Kalven が中心になって行なったシカゴ大学陪審制度研究計画 (Jury Project of the University of Chicago Law School) のなかの 4 つの研究を相当詳し く述べている。その第1は,法学者と精神病学者の間で論争のあった問題, つまりこれまで裁判所では、精神病者が刑事上の免責を受けるためには、被 告人が自分の行なっていることを知らなかったこと、あるいは自分の行動 が悪いことだと知らなかったことを証明しなければならないという法 (M'-Naghten rule)を適用してきたが、これに代えて、自分の行為が精神病もし くは精神的欠陥に由来することを証明すればよいという法 (Durham rule) を採用した場合、法の変化が陪審員の評決にどのような影響を及ぼすか、と いうことを知る実験である。陪審員名簿のなかから抽籤で陪審員を選び、実 験であることを告げた上で行われた模擬陪審裁判である。評議の模様は評議

室につけたテープ・レコーダーによって全部記録された。第2の実験は、地 方もしくは都市の違いによって,同一の不法行為事件でも,陪審員の損害の 認定が異なっているかどうか、を調べたものである。これは、3つの全国的 規模をもつた保険会社の調整者 (adjustor) に対し、5つの身体に対する不 法行為のケースを示し、「あなたの経験から押して、あなたの地方の裁判所 の陪審員はこのケースにいくらと損害を認定すると期待していますか?」と アンケートを送付し、その解答にもとづく調査である。第3は、都市による 「権利主張の意識」(Claim-consciousness) の差異を調べたもので、やはり 保険会社のデータを通じて行われた。さきのふたつとちがい、データ調査で ある。第4は,同一の事件で,陪審員が裁判する場合と裁判官が裁判する場合 とで差異があるかどうかを調べたもので、多くの陪審裁判をやっている裁判 所の首席裁判官に対するアンケート調査である。これは survey analyois に 属する。以上いずれの調査実験からも注目すべき結果がでたらしい。ただ問 題は、実験はあくまでも実験であって現実ではないということ、したがって この結論を一般化するには限界がある、ということに存するが、Zeiselは、 実験を一そう注意深くコントロールして積み重ねてゆけば、社会科学上の実 験と自然科学上の実験との間に本質的差はない,と論ずる。

- 7. Fred L. Strodbeck, Social Process, the Law, and Jury Functioning. (pp. 144—164) Strodbeck はシカゴ大学社会学部教授であるが、方法論として、裁判の実際の過程を真似た実験手続を用いることを強調している。そしてかれもその一人として行なった模擬陪審裁判の評議の記録から、陪審員の行動を詳細に論じ、陪審裁判のはたしている機能についてのべる。なおシカゴのこの研究計画の初期の段階で、裁判官と弁護士の許可をえて本物の陪審裁判を隠しマイクで記録し、のちそれが公になったとき大きな非難を受けたそうだが、模擬裁判の評議はこの本物の裁判の評議と全く類似しているとのことである。
 - 8. William M. Evan, Public and Private Legal System. (pp. 165-

- 184.) さきに序説を書いた Evan はここで組織分析を行なっている。か れはまず、法体系を、その管轄範囲にしたがって、公的法体系(public legal system)と私的法体系 (private legal system) とに分類する。前者は国家法 で、後者は国家から相対的に独立している組織 (organization) の法を意味 し、組織の構成員にのみ適用される。つぎに法体系のタイプを民主的なもの と非民主的なものに分ける。ここで民主的法体系は,権力の分立,形式的に 『正当な法の手続(procedurat due process of law)および被治者の同意と `いら 3 つの属性を有している。 そこで Evan はこれら 4 つのタイプを組合 せて作られる4つの法体系について、法社会学が解明すべき問題を提起して いる。すなわち、(1) 法体系の間にはいかなる重要な構造上機能上の異同が あるか, (2) 公私の両法体系にいかなる相互関係があるか, (3) 公的法体系 かの内部にはいかなる相互関係があるか, (4) 私的法体系内部にはいかなる相 「互関係があるか」(5) 公私をとわず法体系はいかなる条件の下に非民主的な タイプから民主的なタイプに変ってゆくか,また逆の場合はどうか,(6) 法 *体系は民主的と非民主的とをとわずいかなる条件の下に公的なものから私的 なものに変ってゆくか,また逆の場合はどうか。Evan はこれらの問題を詳 しく論じているが、その内容の紹介は省略することにする。非国家法の法社 -会学的研究は,Ehrlich の「団体の内部秩序」とかM. Weber の「法秩序」 - という形で行なわれてきたが,Evan はこの線に沿ってこれを一歩発展させ ようとするものであろう。
- 9. Alfred W. Blumrosen, Legal Process and Labor Law: Some Observations on the Relation between Law and Sociology.. (pp. 185—225) ラトガーズ大学ロー・スクールの Blumrosen 教授の論文は, Evan のいう規範分析を行なったものである。かれは, 法と社会学が協力し合えるのは法あるいは裁判のつぎのような特性にもとづく,という。すなわち,裁判ないし立法は政策決定 (policy decision) つまりひとつの価値判断であり, 法体系はこのような価値判断の集積である。そこで社会学者は自らは価値選

択をなしえないとしても,法律家の政策決定という人間行動や,法律家によってなされた価値判断ないしは価値体系の社会的意味連関を考察することより,自己の社会学の内容を一そう豊かなものにするであろう。他面,裁判ないし立法は事実とも密接に関係している。具体的紛争を賢明適切に解決するために,裁判官は社会学によって発展せしめられた人間行動や社会制度についての知識を必要としている。そこで,Blumrosen は,このような法ないし裁判の特性を,アメリカにおける労働法の発展のなかで論証しようと試みる。そこには,組合運動を犯罪行為とみていた時代から,禁止命令(injunction)活用時代を経て,組合運動保護,さらに保護の限界が意識されるに至った今日までの発展が,労使間の社会経済的力関係を裁判所が認識してゆく過程としてみごとに描かれている。

非常に興味深い論文であるが,裁判ないし立法における価値と事実とのこのようなからみ合いは,わが国の今日の法社会学においても承認されているといえるのではなかろうか。 (以上)